

諮問庁：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成30年6月21日（平成30年（独個）諮問第40号ないし同第42号）

答申日：平成30年9月12日（平成30年度（独個）答申第27号ないし同第29号）

事件名：本人に係る貯金残高証明請求書等の一部開示決定に関する件
本人に係る貯金入出金照会請求書等の一部開示決定に関する件
本人に係る貯金等照会書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「貯金残高証明請求書」、「貯金入出金照会請求書」及び「貯金等照会書」の各請求書及び各回答書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の保有する本件請求保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及びその一部を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年3月22日付け機構第2282号（これに対する諮問が平成30年（独個）諮問第41号。以下「諮問第41号」という。）、同第2288号（これに対する諮問が平成30年（独個）諮問第40号。以下「諮問第40号」という。）及び同第2289号（これに対する諮問が平成30年（独個）諮問第42号。以下「諮問第42号」という。）により処分庁が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する全ての保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、諮問第40号ないし同第42号に係る各審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、各添付資料については省略する。

（1）各審査請求書

原処分には、各開示請求に対して、平成19年10月22日時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A-B~C」：（口座名義人）開示請求者本人：（生年月日）特定年月日：（口座名義人住所）特定住所で調査をした、機構保有の担保定額貯金4件（平成15年1月～平成16年3月までに4件特定金額）の預入が判明している調査結果の各「回答書の写し」が、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）に隠匿、隠滅、破棄された虚偽の各回答書が開示されている。

※機構は、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）の調査結果の各回答書の隠匿、隠滅の犯罪、及び、ねつ造、偽造の虚偽の各回答書の作成等の犯罪をほう助した虚偽の開示決定を繰り返している。

よって、行政不服審査法の規定により、審査請求を提出します。

（2）各意見書

機構第2288号（平成30年3月22日）：「機構保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」には、「貯金残高証明請求書131件」に関する、調査結果の「回答書と請求書の写し」の開示請求に対して、開示請求により送付のあった個人情報は「貯金残高証明請求書」と「添付資料」の586枚のみであり、機構第2282号（平成30年3月22日）：「機構保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」には、「貯金入出金照会請求書29件」に関する、調査結果の「回答書と請求書の写し」の開示請求に対して、開示請求により送付のあった個人情報は「貯金入出金照会請求書」と「添付資料」の57枚のみであり、機構第2289号（平成30年3月22日）：「機構保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」には、「貯金等照会書72件」に関する、調査結果の「回答書と請求書の写し」の開示請求に対して、開示請求により送付のあった個人情報は「72枚の請求書」と「25枚の再度出しなおしのねつ造、偽造、の虚偽の回答書」であり、平成19年10月22日時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座記号番号「特定番号A-B~C」：「担保定額貯金4件（特定金額）」の預入が判明している、調査結果の各「回答書」と各「調査結果資料」のすべてが、委託会社ゆうちょ銀行：特定貯金事務センター上司職員（氏名不詳）に、隠匿、隠滅、破棄された凶悪な犯罪をほう助した虚偽の開示が繰り返されている。

上記の開示のあった「貯金残高証明請求書」及び「貯金入出金照会請求書」には、下記の裁判に対して各「調査結果の回答書」が、ゆうちょ銀行調査担当より提出されている記録がありますが、各「調査結果の回答書」のすべては、特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）に隠

匿，隠滅，破棄されて裁判所には提出されていない。

特定地方裁判所：特定事件番号 A：損害賠償請求事件

原告 審査請求人

被告 株式会社ゆうちょ銀行

※（別紙）特定地方裁判所：特定事件番号 B：損害賠償請求事件は，「保有個人情報開示請求書」により送付されなかった「調査結果の回答書」は，裁判所に提出されるものと，ゆうちょ銀行調査担当，及び，ゆうちょコールセンター職員から数十回の指示による提訴でしたが，「調査結果の回答書」のすべては特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）に隠匿，隠滅，破棄され提出されませんでした。※刑法 259 条（私用文書等毀棄罪）に該当する。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，諮問第 40 号ないし同第 42 号に係る各理由説明書によれば，おおむね以下のとおりである。

1 各審査請求の概要

各審査請求書によれば，開示すべき機構保有の個人情報である，記号番号「特定番号 A－B～C」の担保定額郵便貯金 4 件が判明している各「回答書」が開示されていないとしている。

2 各審査請求の検討

(1) 審査請求人は，平成 30 年 1 月 22 日付け各「保有個人情報開示請求書」により，同請求書別紙に記載された，「貯金残高証明請求書」，「貯金入出金照会請求書」及び「貯金等照会書」に関する各請求書及び各回答書の開示を請求した。機構はゆうちょ銀行に対し，当該機構保有個人情報の提出を文書により依頼し，特定できた機構保有個人情報について開示した。

(2) なお，審査請求人は平成 30 年 4 月 15 日付け各「審査請求書」により，「記号番号「特定番号 A－B～C」の担保定額郵便貯金 4 件が判明している各「回答書」が開示されていない」旨を主張しているが，当該郵便貯金については，平成 20 年 7 月 3 日付け「保有個人情報開示請求書」により，審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降，「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ，これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について，その提出を文書により依頼してきたところであるが，いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証跡は発見されなかった。

上記平成 20 年 7 月 3 日付け開示請求に対する機構の不開示決定について，機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には，「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は，

是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号D 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号E 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A-B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A-B～C」の担保定額郵便貯金4件が存在したことを前提とした証拠が存在しないことは明らかである。

（3）以上により、本件各審査請求に係る原処分に誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月21日 諮問の受理（諮問第40号ないし同第42号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年7月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 同年9月10日 諮問第40号ないし同第42号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

（1）審査請求人の主張の要旨

各審査請求書及び各意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定額郵便貯金4件の預入が判明している「貯金残高証明請求書」の調査結果の「回答書」、 「貯金入出金照会請求書」の調査結果の「回答書」及び「貯金等照会書」の調査結果の「回答書」などにつき、隠匿、隠滅などされた虚偽の開示決定が繰り返されているなどとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

（2）諮問庁の主張の要旨

上記第3の2（1）及び（2）のとおりであり、原処分に誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分当たりの探索や特定の方法については、従来(審査請求人の過去の開示請求とこれに対する開示決定等並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2(2)のとおり。)から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠匿、隠滅等の存否については、上記第3の2(2)で諮問庁が説明するとおり、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の各開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、本件対象保有個人情報の一部につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、機構においてこれを保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史